明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（**金融庁**五九）　一

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（**同**六〇）　五

○金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（**同**六一）　九

○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（**同**六二）　一三

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（**金融庁・財務・経済産業**三）　一五

○農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（**金融庁・農林水産**一六）　一七

○北アルプス鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件（**環境**一一七）　一八

○立山特別保護地区を指定した件（**同**一一八）　一九

○北アルプス特別保護地区を指定した件（**同**一一九）　一二〇

○乗鞍特別保護地区を指定した件（**同**一二〇）　一二一

○中海鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件（**同**一二一）　一二二

○中海特別保護地区を指定した件（**同**一二二）　一二三

○鳥島鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件（**同**一二三）　一二四

告示

○金融庁告示第五十九号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

金融庁長官　細溝　清史

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準

目次

第一章　定義（第一条）　一七

第二章　連結流動性カバレッジ比率（第二条―第七条）　一七

第三章　単体流動性カバレッジ比率（第八条）　一八

第四章　適格流動資産　一八

第一節　流動資産の定義（第九条―第十三条）　一八

第二節　運用上の要件（第十四条―第十七条）　一八

第五章　資金流出　一八

第一節　資金流出額（第十八条）　一八

第二節　リテール無担保資金調達に係る資金流出額（第十九条―第二十五条）　一八

第三節　ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（第二十六条―第三十一条）　一八

第四節　有担保資金調達等に係る資金流出額（第三十二条・第三十三条）　一八

第五節　デリバティブ取引等に係る資金流出額（第三十四条―第四十四条）　一八

第六節　資金調達プログラムに係る資金流出額（第四十五条）　一八

第七節　与信・流動性ファシリティに係る資金流出額（第四十六条・第四十七条）　一八

第八節　資金提供義務に基づく資金流出額（第四十八条）　一八

第九節　偶発事象に係る資金流出額（第四十九条―第五十四条）　一八

第十節　その他資金流出額（第五十五条―第六十一条）　一八

第六章　資金流入　一八

第一節　資金流入額（第六十二条）　一八

第二節　有担保資金運用等に係る資金流入額（第六十三条・第六十四条）　一八

第三節　貸付金等の回収に係る資金流入額（第六十五条・第六十六条）　一八

第四節　有価証券償還に係る資金流入額（第六十七条）　一八

第五節　デリバティブ取引等に係る資金流入額（第六十八条）　一八

第六節　その他資金流入額（第六十九条―第七十四条）　一八

附則

第一章　定義

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　連結子法人等　信用金庫連合会の子法人等（信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。）であって、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第十九条に規定する連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。